

平成27年第3回笠松町議会定例会会議録（第1号）

平成27年9月4日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	9番	船 橋 義 明
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

議 長	9番	船 橋 義 明
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

欠席議員

3番 伊 藤 功

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総務部長兼技監	奥 村 智 彦
企画環境経済部長	村 井 隆 文
住民福祉部長	岩 越 誠
建設水道部長	那 波 哲 也
教育文化部長兼教育 文化部教育文化課長	田 中 幸 治
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	浅 野 薫 夫
総 務 課 長	足 立 篤 隆
企 画 課 長	堀 仁 志

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	田 島 直 樹
書 記	朝 日 純 子
主 査	笠 原 誠

1. 議事日程（第1号）

平成27年9月4日（金曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第4号報告 専決処分の報告について
- 日程第5 第5号報告 平成26年度笠松町健全化判断比率の報告について
- 日程第6 第6号報告 平成26年度笠松町資金不足比率の報告について
- 日程第7 第60号議案 笠松町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第61号議案 笠松町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第62号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例について

- 日程第10 第63号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第64号議案 笠松町運動公園整備（その5）工事請負契約の締結について
- 日程第12 第65号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第13 第66号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 第67号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 第68号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 第69号議案 平成26年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 第70号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 第71号議案 平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 第72号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 第73号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 第74号議案 平成26年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について
- 日程第22 第3号請願 安全保障関連2法案（国際平和支援法案・平和安全法制整備法案）の廃案を求める意見書採択についての請願

開会 午前10時00分

○議長（船橋義明君） ただいまの出席議員は8名で、定足数に達しております。よって、平成27年第3回笠松町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（船橋義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

1番 尾 関 俊 治 議員

8番 安 田 敏 雄 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（船橋義明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの21日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は21日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（船橋義明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（田島直樹君） 監査委員より、平成27年度7月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

○議長（船橋義明君） 理事者の報告を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、工事の請負契約の締結であります。まず火葬場の炉の改修工事が1件と、笠松小学校の講堂非構造部材の耐震化工事が1件、松枝小学校体育館の非構造部材の耐震化工事が1件、配水管の布設替工事が1件、羽島用水パイプラインの上部利用の整備工事が1件、そして笠松町サイクリングロードの中継拠点の新築工事が1件、下水道工事（円城寺15工区）に伴う配水管の布設及び布設替工事が1件、下水道工事（円城寺15工区）に伴う配水管と配水補助管の布設及び布設替工事1件の8件であります。契約金額や、契約の相手方、工期や工事内容等、詳細につきましては、議員の皆さんのお手元の議案資料の1ページから15ページをお目通しいただきたいと思います。

○議長（船橋義明君） 以上、御了承願います。

日程第4 第4号報告から日程第6 第6号報告まで並びに日程第7 第60号議案から日程第21 第74号議案及び日程第22 第3号請願について

○議長（船橋義明君） 日程第4、第4号報告から日程第6、第6号報告までの3報告及び日程第7、第60号議案から日程第21、第74号議案までの15議案並びに日程第22、第3号請願を一括して議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（朝日純子君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第4号報告 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年9月4日報告。笠松町長 広江正明。

記1. 平成27年8月13日専決。自動車事故に係る損害賠償の額。

第5号報告 平成26年度笠松町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成26年度笠松町健全化判断比率を監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。平成27年9月4日報告。

第6号報告 平成26年度笠松町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成26年度笠松町資金不足比率を監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。平成27年9月4日報告。

第60号議案 笠松町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

笠松町個人情報保護条例（平成15年笠松町条例第20号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年9月4日提出。

次に、10ページをお開きください。

第61号議案 笠松町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年笠松町条例第28号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年9月4日提出。

第62号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例について。

笠松町手数料条例（平成12年笠松町条例第12号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年9月4日提出。

第63号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年笠松町条例第16号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年9月4日提出。

第64号議案 笠松町運動公園整備（その5）工事請負契約の締結について。

平成27年8月27日地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づき、仮契約した笠松町運動公園整備（その5）工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、町議会の議決を求める。平成27年9月4日提出。

記、笠松町運動公園整備（その5）工事。

1. 契約の目的、笠松町運動公園整備（その5）工事。
2. 契約の金額、金6,480万円。
3. 契約の相手方、愛知県名古屋市中川区好本町三丁目67番地、内田工業株式会社、代表取締役 内田裕郎。

第65号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第5号）。

平成27年度笠松町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,290万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億5,286万6,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成27年9月4日提出。

次に、29ページをお開きください。

第66号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ827万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,430万5,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月4日提出。

次に、32ページをお開きください。

第67号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,999万

1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,586万6,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月4日提出。

次に、38ページをお開きください。

第68号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度笠松町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,205万1,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月4日提出。

次に、41ページをお開きください。

第69号議案 平成26年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について。

平成26年度笠松町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付する。平成27年9月4日提出。

第70号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

平成26年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付する。平成27年9月4日提出。

第71号議案 平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付する。平成27年9月4日提出。

第72号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

平成26年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付する。平成27年9月4日提出。

第73号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成26年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付する。平成27年9月4日提出。

第74号議案 平成26年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について。

平成26年度笠松町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて町議会の認定に付するとともに、剰余金の処分をするものとする。平成27年9月4日提出。

次に、請願文書表をごらんください。

請願文書表。

受理番号、第3号。請願者の住所及び氏名、岐阜県羽島郡笠松町門間473-1、新日本婦人の会笠松支部、代表者 伊東幸恵。請願件名、安全保障関連2法案（国際平和支援法案・平和

安全法制整備法案)の廃案を求める意見書採択についての請願。請願の要旨、別紙のとおり。
紹介議員、笠松町議会議員 長野恒美。受理年月日、平成27年8月27日。

○議長(船橋義明君) 提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明願います。

広江町長。

○町長(広江正明君) それでは、本日、提出させていただきました案件につきましては、専決処分¹の報告が1件と、健全化判断比率の報告が1件、資金不足比率の報告が1件、そして笠松町個人情報保護条例の一部改正ほか3件の条例案件、計4件、笠松町運動公園整備工事請負契約の締結が1件、平成27年度一般会計ほか3件の補正予算、平成26年度一般会計ほか4件の決算認定、平成26年度水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分1件、以上、報告を含めて18件の案件であります。この詳細につきましては、副町長及び担当部長より説明をいたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(船橋義明君) 川部副町長。

○副町長(川部時文君) それでは、議案書の1ページから順次御説明申し上げます。

第4号報告 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された損害賠償の額の決定について専決処分をしたので、これを報告するものであります。

平成27年8月13日に専決をさせていただきました。

相手方は岐阜市在住の男性。事故の概要でございますが、平成26年7月24日、笠松町常盤町の町道を南進し、笠松中央公民館北側駐輪場前の駐車場²に進入しようとして停車寸前まで減速し、右折した際、当方が停車、または左折すると思いついた後続車両、相手方が追い越し行為に移っていたため、相手方車両の左前方部と当方の右側が接触したものでございます。損害賠償額は16万4,452円。示談の成立日は27年8月13日でございます。

御参考までに、責任割合は当方、相手方とも50%。損害額は当方が13万5,000円、相手方が32万8,903円でございます。財源につきましては、一般財団法人全国自治協会の共済保険で対応させていただきました。

続きまして3ページでございますが、第5号報告 平成26年度笠松町健全化判断比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率について、監査委員の意見を付して議会に報告させていただくものでございます。

表の一番左端の実質赤字比率で、こちらは一般会計における実質赤字が標準財政規模に占める割合であります。実質赤字がございませんので、ハイフンの表示となっております。早期健全化基準としては15%であります。

その次の連結実質赤字比率も、全ての会計における実質赤字額、黒字額及び資金不足額、剰余額を合計して、赤字額がある場合にその額が標準財政規模に占める割合でございますが、こちらも連結実質赤字がございませんので、ハイフンの表示となっております。基準としては20%でございます。

それから実質公債費比率でございますが、こちらは地方債の元利償還金だけでなく、公営企業債の元利償還金に対する繰出金など、実質的な公債費の額が標準財政規模に占める割合、これは一部事務組合も含まれますが、今年度は昨年度より0.2%減の6.0%となりました。なお、基準としては25%となっております。

4つ目の将来負担比率でございますが、こちらは91.0%でありました。地方債現在高、債務負担行為による支出予定額（一部事務組合を含む）など、将来的に支出することが見込まれる負担額から、基金や交付税算入予定額等、将来負担額が充当できる財源を控除した残金が標準財政規模に占める割合でございますが、昨年より11.5%増の91.0%となりました。なお、国の基準では350%となっております。

以上、平成26年度決算に基づく笠松町の健全化判断比率は、4指標とも国の定める適正基準の範囲内となっております。ただ、大型事業が続いていますが、余り大きな変化はなかったわけでございます。これは起債の元金償還の据置期間であるためでございます。今後、平成30年度をピークに厳しい財政状況が続きますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして4ページ、第6号報告 平成26年度笠松町資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率について、監査委員さんの意見を付して議会に報告するものでございます。

水道事業会計、下水道事業特別会計とも、公営企業会計における資金の不足額がその事業規模に占める割合であります。資金不足がないためハイフンの表示となっております。

以上が財政指標の報告でございます。

続きまして5ページから9ページ、議案資料では16ページから25ページにわたっております。第60号議案 笠松町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号利用法と言いますが、この施行に伴い、個人情報保護法における特定個人情報、つまり個人番号をその内容に含む個人情報、この保護措置の趣旨及び内容を踏まえ、当町においても同様に特定個人情報の適正な取り扱いの確保並びに保有する特定個人情報等の開示、訂正、削除、利用及び提供の中止などの必要な措置を講ずるため、所要の規定整備を行うものでございます。

今回の改正は、施行日に分けて2条立ての改正となっております。

まず第1条関係で、議案資料の17ページにございますが、第6条第1項関係の特定個人情報

の収集の制限であります。特定個人情報の収集は、この番号利用法第19条及び第20条の規定の適用を直接受け、制限されることとなるため、条例第6条に規定する、本人から直接収集しなければならない規定から除外するものでございます。

続きまして、資料の17、18ページにまたがっておりますが、10条の2関係の目的外利用及び外部提供の制限についてであります。特定個人情報の目的外利用については、今回追加する第10条の2で規定するため、第10条からは適用除外とするもの。また外部提供についても、番号利用法第19条の適用を直接受けることとなるため、適用除外とするものであります。

続いて10条の2のほうでございますが、特定個人情報の目的外利用については原則禁止とし、例外として、個人の生命、身体、健康、または財産に対する急迫の危険を避けるため、やむを得ないと認める場合には可能とする旨の規定を追加するものでございます。

同じく18ページですが、第11条関係でございますが、電子計算組織の結合の禁止の除外ということで、特定個人情報は、番号利用法の制度上、オンライン結合が前提とされているため、結合禁止の除外とするものであります。

続いて第12条関係ですが、自己情報の開示請求ということで、番号制度では個人情報に関する本人参加を容易にするため、未成年者及び成年後見人の法定代理人による請求だけでなく、委任による任意代理人による開示請求も認めているため、同様の改正を行うものであります。

資料の19ページの第16条、第17条及び第18条関係の訂正、削除及び収集、目的外利用または外部提供の中止の請求でございますが、番号利用法で定めている情報提供以外の方法により、特定個人情報を収集、作成した場合には、訂正、削除及び収集、目的外利用または外部提供の中止の請求ができることとするものでございます。

それから、20ページの一番下のところですが、第19条関係、請求に対する決定等ということで、個人情報の訂正、削除、中止請求があった場合、30日以内にその決定をし、請求者に通知しなければならないこととするものでございます。

それから、21ページの第20条関係、費用負担で、開示とか訂正、削除、中止というのは無料でございますが、個人情報の開示等の際の写しの交付に要する費用について、経済的困難、その他特別な理由があると認める場合は、減額または免除することができることを規定しております。

それから、21ページの一番下の22条関係、こちらは個人情報保護審議会でございますが、個人情報保護審議会において審議する事項に、今回のこの特定個人情報保護評価の実施に関することを追加いたします。

続いて22ページの中ほどにございます23条の2関係でございますが、個人番号利用事務等の適用除外ということで、個人番号利用事務は、番号利用法第9条第1項から第3項までの後段において委託が認められており、委託した場合には、番号利用法第11条に規定する委託の規制

を直接受けることとなるため、条例第23条、受託者の義務の規定から除外するものであります。

資料23ページでございますが、第28条関係、他の法令等との調整ということで、特定個人番号の開示は、番号利用法において、マイナポータル、正式には情報提供等記録開示システム、これによる開示も可能であるため、本条例の手続によっても重ねて開示を行う旨、個人情報保護法の規定に準じて規定するものであります。マイナポータルであります。行政機関がマイナンバー、つまり個人番号のついた自分の情報をいつ、どことやりとりをしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるものとして整備するものであります。

それから2条関係でございますが、資料の24ページになります。

まず、10条の2の関係の特定個人情報の目的外利用の制限ということでございますが、情報提供等記録、つまり特定個人情報の提供の求め、または提供があったことを情報提供ネットワーク上に記録すること。これは、番号利用法により目的外利用の制限を受けるため、例外規定から除外するものであります。

それから、25ページの18条の2の関係でございますが、情報提供等記録の適用除外ということで、情報提供等記録については、削除請求及び利用中止請求の対象とならないため、削除請求の規定、こちらは第17条ですが、及び中止の請求の規定、こちらは18条の適用除外とするものであります。なお、訂正請求については、誤りが認められた場合には請求の対象となり得るため、適用除外としません。

それから19条関係ですが、請求に対する決定等ということで、まず1項で、情報提供等記録の訂正請求については第4項で規定するため、この項の規定においては適用除外とするものであります。したがって、第4項で情報提供等記録を訂正した場合には、行政機関に対する個人情報保護法に準じて、請求者並びに必要なに応じて総務大臣等に通知しなければならない旨を規定するものであります。

施行期日でございますが、平成27年10月5日であります。ただし、第1条中、第10条の改正規定、第10条の2の規定、第23条の2の規定は平成28年1月1日からの施行となります。そして第2条の規定は、番号利用法附則第1条第5号に規定する規定の施行の日ということで、今のところ平成29年1月1日の見込みで、その日から施行の予定でございます。

以上が個人情報保護条例の関係でございます。

続きまして10ページから11ページ、議案資料では26ページから28ページにわたっております。

第61号議案 笠松町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が27年10月1日に施行され、地方公務員等共済組合法等に基づく共済年金が厚生年金に一元化さ

れることに伴い、所要の規定整備を行うものであります。議案資料の27と28ページにあります
が、まず条例附則第5条の表のこの条例による傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金
の補償額を他の法令による年金給付と調整する規定において、その調整対象となる国家公務員
共済組合法や地方公務員共済組合法による共済年金支給に係る規定を削除するものであります。

それから議案の附則の2項と3項、これは10ページのほうにあります、平成27年10月1日
以前に国家公務員共済組合法及び地方公務員共済組合法に基づく年金受給権が発生している場
合、または恩給制度による給付、追加費用の負担となる期間がある場合は、共済組合法に基づ
き、引き続き共済年金として支給されることとなるため、経過措置を設けるものであります。
施行期日は平成27年10月1日であります。

なお、勉強会でもちょっとお話しさせていただきましたが、笠松町消防団員等公務災害補償
条例についても、年金の一元化に伴い同様の改正が必要となります。本来であれば同時に提出
させていただくものであります、こちらの条例の影響については、一元化に関する改正のほ
かにも改正が必要となる事項もある旨、県から連絡をいただいております、またこれらの国からの
詳細通知が9月下旬になる旨の連絡を受けており、現時点では改正内容が把握できない状態と
なっていますので、今回、当初の提出を見送らせていただき、会期中に間に合えば追加提案さ
せていただく予定でありますので、よろしく願いいたします。間に合わないということにな
れば、9月中に町長のほうで専決対応させていただき、12月の定例会で報告させていただき
たいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして12ページから13ページ、議案資料では29ページから35ページにわたっております。

第62号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号利用法の施
行に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付の際の交付手数料に関し、所要
の規定整備を行うものであります。各個人の個人番号については、番号利用法の一部施行に伴
い、平成27年10月5日から順次、通知カードにより世帯ごとに住民票の住所に簡易書留で郵送
されます。また、希望者には平成28年1月1日から、これまでの住民基本台帳カードのかわり
となる個人番号カードが交付されます。

この通知カード、個人番号カードについては、初回は無料で交付されますが、紛失、破損等
により再交付が必要となった場合には、再交付手数料を徴収することとするものであります。
通知カードの再交付手数料は1件500円、個人番号カード再交付手数料につきましては1件800
円。なお、この金額の設定は、総務省が原資、ICカードの購入原価等を考慮して積算した額
としております。また、これまでの住民基本台帳カードが、マイナンバー制度の導入に伴い平
成28年1月1日付で廃止されるため、住民基本台帳カードの交付手数料1件500円及び、その
再交付手数料1件500円の規定を削除いたします。

現在交付されている住民基本台帳カードは、経過措置により有効期限まで使用可能となるものであります。最大10年ということになります。

施行期日は、第1条関係の通知カードの再交付手数料はこの10月5日から施行、第2条関係の個人番号カード再交付手数料、それから住民基本台帳カード交付手数料、住民基本台帳カード再交付手数料の削除の関係は来年の1月1日施行となっております。

続きまして14ページでございます。議案資料では36ページから38ページになっております。

第63号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部が改正され、保健師または看護師の確保が困難な地域の保育所の実情を踏まえ、職員の配置基準の緩和が図られたことに伴い、当町の保育所における職員配置基準についても省令に準じた措置を講ずるため、所要の規定整備を行うものであります。昨年の12月にこの条例を提案させていただきましたが、全部で7つの種類の保育形態があり、小規模保育事業のA型とB型、事業所内保育事業の2つのタイプ、計4種類の保育所の配置基準に関して、保育所の保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、または看護師に加え、当該保育所に勤務する准看護師についても、1人に限って保育士とみなすことができることとするものでございます。

なお、当町には、現在、今回の改正規定を適用することになる事業所はございません。

施行期日は公布の日でございます。

続きまして15ページ、議案資料では39ページ、40ページにわたっております。

第64号議案 笠松町運動公園整備（その5）工事請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、笠松町運動公園整備（その5）工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額は6,480万円。契約の相手方は、名古屋市市中川区好本町三丁目67番地の内田工業株式会社。契約の方法につきましては、公募型プロポーザル方式による業者選定を執行した上での随意契約を行いました。8月24日にプレゼンテーションを行い、決定し、8月27日に仮契約を行っております。参加者は3社でございました。工期は平成28年3月10日まででございます。工事場所は、資料の40ページにございますように、北及地内の運動公園内でございます。工事内容は、大型複合遊具設置工事、対象は6歳から12歳まででありまして、それと遊具周辺整備であります。

続きまして、16ページから28ページにわたっております第65号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正額は2億4,290万4,000円でございます。

歳出のほうから御説明申し上げます。

24ページの第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費であります。こちらは公用車の故障が例年と比べ多く、また高額な修繕を要した車両がございまして、これに伴い、予算に不足が生じるため、また今後の修繕も見込み、修繕料を20万4,000円増額させていただきます。

同じく3目 財産管理費でございます。杉山幹夫氏からの指定寄附、これは8月21日に申し出がございましたが、この財源を活用して、杉山邸の2階奥座敷の改修工事を実施することに伴い、工事請負費を100万円増額させていただきます。改修工事内容は、畳の張りかえ、前庭が望めるように廊下の雨戸の整備、それからふすまの手入れ、照明の取りかえ、天井のクリーニング等でございます。

続きまして、4目の電子計算費でございますが、こちらは社会保障・税番号制度導入に伴うシステム改修でございまして、障害者自立支援システム、これは民間の会社のものを使っています。これと、当町の団体内統合宛名利用番号連携サーバー、こちらは市町村行政情報センターに委託しておりますが、こちらとの連携に係る仕様が決定したことに伴い、追加改修費用が必要なため、委託料を74万9,000円増額させていただきます。

それから、6目の防災対策費でございますが、現在使用している移動系無線の免許期間、これは5年更新になっておりますが、平成28年5月31日までとなっており、再免許取得の手続きがことしの12月から必要となることが判明したため、無線機再免許手続業務委託料を25万6,000円増額させていただきます。なお、免許申請台数は42台となっております。

それから、第2項 企画費、第1目 企画総務費でございますが、こちらはかさまつ応援寄附金の件数が当初見込み件数より増加していることに伴い、寄附者にお送りしているお礼の品、その他封筒、用紙代等の予算が不足するため、消耗品を622万6,000円増額させていただきます。当初、3,600件を見込んでおりましたが、今回5,500件に見込みがえするものであります。

新聞等でごらんいただいたかと思いますが、産官学連携の取り組みにより、この事業のてこ入れを行い、8月からのポイント制の取り組みで早速効果があらわれてきていたところであり、今回の補正を行うものであります。参考までに、昨日までに2,245件、6,773万1,000円の御寄附をいただいております。また、この応援寄附金の払込取扱票、共通マークシール、それから改ざん防止用紙の印刷代として印刷製本費を19万6,000円、お礼の品等の郵送料として通信運搬費を44万円、それから応援寄附金のクレジットカードによる納付件数や郵便局の払込件数も増加していることに伴い、手数料についても16万3,000円それぞれ増額させていただきます。

同じく委託料がありますが、こちらは平成29年度から地方公会計制度が新基準に移行することに伴い、その第1弾として、新基準に必要な固定資産台帳を整理するため、業務委託料を313万1,000円増額させていただきます。

それからもう1つ、社会保障・税番号制度において、情報連携を行う中間サーバー・プラッ

トフォーム、こちらはJ-LISといたしまして、地方公共団体情報システム機構のサーバー・プラットフォームを利用するために必要な役場内に設置する機器と、その設定方法等が決定されたことに伴い、その接続機器導入委託料を257万1,000円増額させていただきます。内容としては、パソコンとルーター、それからファイアウォール、住民課の宅内配線等設置等の費用が入っております。

それから、第3項 徴税費、第1目 税務総務費ですが、こちらは町県民税の還付金が上場株譲渡割とか、法人予定申告納付等の関係で増加しているため、還付金を220万円増額させていただきます。当初予算は800万円でありました。

それから、4項の戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費でございますが、こちらも平成27年10月5日の社会保障・税番号制度の開始に伴い、個人番号カード交付等の事務量の増加に伴う時間外勤務手当やそのための事務用品、郵送料等が必要となるため、職員手当等を33万3,000円、需用費を28万9,000円、役務費を7万9,000円、計70万1,000円増額させていただくものであります。財源につきましては、全て国からの補助金となっております。

それから、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第4目 障害福祉費でございますが、こちらは岐阜地域児童発達支援センターの笠松町在住者の利用者増、当初3人の予定が4人になりまして、これに伴い、利用者割が増額となるため、同組合への負担金を122万8,000円増額させていただきます。

精算の関係は省略させていただきます。

26ページに、第2項 児童福祉費、第2目 保育所総務費がございますが、広域入所児童の増に伴い、広域入所運営負担金を656万5,000円増額させていただきます。当初3人予定していたのが7人になったということで、予算上は4人から8人ということで増額させていただきます。

それから3目 児童館費ですが、こちらは遊具の点検の結果、早急に修繕を要する箇所が出てまいりました。ジャングルジムと雲梯でございますが、修繕料を27万3,000円増額させていただきます。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費の関係でございますが、平成27年10月から実施する季節性インフルエンザのワクチン改良（3価から4価に変更されること）に伴い、ワクチン代が高額（約1.5倍）となるため、予防接種委託料を139万5,000円及び予防接種助成金を17万2,000円増額させていただくものであります。なお、今回、こうして急に上がったので、個人負担の1,500円の変更はいたしません。

それから、27ページの第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第2目 道路新設改良費でございますが、こちらは北及地内の県道正木岐阜線において、岐阜県が道路新設改良工事を実施するに当たり、その事業費の一部をルールに基づいて負担するため、県単工事地元負担金を10

万円増額させていただきます。改良内容は、道路側溝11メートルと、そのすりつけ舗装であります。

続きまして27ページ、第8款 消防費、第1項 消防費、第2目 消防施設費であります。こちらは無道寺地内の防火貯水槽のオーバーフロー機能の不備が判明したため、排水口の修繕工事を実施すること、それからこれは計画的にやっているわけなんです、雨水の浸入を防ぐため、また騒音防止等も兼ねて、旧型の鉄板ぶたからマンホール化する工事を実施することに伴い、14万9,000円を増額させていただきます。負担については、町からの支給であります。

それから、28ページの第9款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費でございますが、こちらは平成27年4月に教科書が改訂されたことに伴い、デジタル教科書、国語、算数を更新するため、備品購入費を225万1,000円増額させていただきます。対象は、両科目の1年生から6年生用で、4年間のライセンス使用であります。

それから、5項の社会教育費、第4目 歴史民俗資料館費でございますが、歴史未来館の2階の未来ゾーンに科学系の光文庫を設置することに伴い、図書を20万円、展示用書架の購入代金として11万1,000円、計31万1,000円、備品購入費を増額させていただきます。財源は、光文庫整備基金の20万円を活用させていただきます。

それから、11款 諸支出金、第2項 基金費、第1目 財政調整基金費でございますが、今回の補正で、前年度繰越金1億7,750万5,000円を全額予算計上させていただきました。そして、この補正による余剰財源を合わせて財政調整基金に積み立てるため、積立金を1億8,178万円増額させていただきます。

それから、2項の基金費、第2目 社会資本整備基金費でございますが、こちらは普通財産であります岐南町野中7丁目の、地目は田で、公簿面積で436平方メートルである土地を8月10日に入札で売却いたしました。これを今後の社会資本の整備充実に充てるため、社会資本整備基金に積立金を1,112万6,000円増額させていただきます。

以上が歳出でございまして、大半の歳入科目につきましては歳出で触れさせていただきましたので説明は省略しますが、23ページの町債と20ページの第2表の地方債補正について2点ございまして、まず1点はサイクリングロード整備事業の中間拠点のあずまやを建設する事業であります、これに対する国庫補助金の内示額が減額になったことで、町負担が増額となり、これに対応するため公園緑地事業債を340万円増額させていただきます。国庫補助金は内示段階であるため、3月に減額させていただく予定であります。

それから、普通交付税の確定に伴い、臨時財政対策債を4,274万2,000円増額させていただきます。このいずれの起債も、起債の財務局等の協議が早い時期にあるため、ルール上の充当率の上限まで予算化させていただきましたが、実際の借入額は、年度末の財政状況を見てなるべく抑えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上が一般会計の補正予算についてであります。

続きまして、29ページからの第66号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

今回の補正額は827万9,000円であります。

31ページの歳出のほうでございますが、前年度の退職者医療療養給付費等交付金の精算に伴い返還金が生じるため、償還金及び還付金を827万9,000円増額させていただきます。

歳入のほうでございますが、今回の増額補正に伴い、不足する財源に前年度繰越金を充てるため、繰越金を827万9,000円増額させていただきました。

なお、平成26年度繰越金、今回補正後の残額は1億4,813万6,000円でございますが、今後、前年度の国庫補助金等の精算に伴う返還金約2,600万円が生じる見込みであること、また保険給付費にも不足が生じることが予想されることから、今後これらの補正とあわせて予算計上させていただく予定でありますので、よろしく願いいたします。

続きまして、32ページからの第67号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

補正額は3,999万1,000円であります。

こちらも歳出、37ページでございますが、平成27年度の介護保険制度の改正に伴い、介護サービス利用に係る負担割合を提示するため交付する負担割合証の経費について予算に不足が生ずるため、需用費を7万5,000円増額させていただきます。予算編成時点では、委託先の情報センターにおいて、規格・用紙代等正確な見積もりができなかったため、概算で予算要求させていただきましたが、単価が高くなり、不足が生じることとなったものであります。

なお、この2割負担となる方は合計所得金額が160万円以上の方、単身で年金収入のみの場合は年収280万円以上であります。27年8月1日以降の介護サービスの利用から適用されます。

それから、前年度繰越金を全額予算計上し、今回の事業精算による増額補正の財源に充てた後の前年度保険料余剰分について、介護保険基金に積み立てるため、基金積立金を2,207万円を増額させていただきます。

それから、平成26年度の介護給付費及び地域支援事業費に係る国・県負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金並びに一般会計繰入金の精算に伴い、負担金等償還金を1,161万9,000円及び一般会計繰出金622万7,000円を増額させていただきます。

歳入につきましては、前年度事業精算に伴い支払基金交付金の過年度分657万3,000円増額させていただきますのと、一般会計繰入金を22万5,000円減額させていただきました。また、前年度繰越金を全額予算計上することに伴い、繰越金を3,364万8,000円増額させていただきました。

補正の最後ですが、38ページからの第68号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回、150万円増額させていただきます。

歳出でございますが、今年度事業に係る国費の要望額が満額交付決定されました。今年度の予定箇所は計画どおり施行できるため、まず公共下水道工事請負費は2,000万円減額させていただきます。一方、来年度以降施工予定箇所、松枝処理分区の詳細設計業務に係る委託料を今回2,150万円増額させていただきます。

歳入につきましては、前年度繰越金1,236万円を全額予算計上させていただき、一般会計からの繰入金も1,086万円減額させていただきました。

41ページから45ページまでの69号議案から73号議案までの決算認定の5議案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて町議会の認定に付するものであります。また、第74号議案、水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定に基づき、こちらも監査委員の意見をつけて町議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、それぞれ担当部長より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（船橋義明君） 11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。

村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、第69号議案 平成26年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定についてから第73号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案を一括して御説明させていただきます。

お手元の平成26年度決算説明資料により御説明をいたします。

初めに、1ページから2ページをごらんください。

こちらは、一般会計と4つの特別会計の決算を総括した表でございます。

5つの会計の決算額の合計は、歳入総額で135億3,395万6,242円、前年度に比へまして1.7%の増、歳出総額は128億1,550万640円で、前年度に比べて1.0%の増でした。歳入歳出差引額は7億1,845万5,602円となりました。下の円グラフは、各会計の歳入及び歳出決算の構成割合をあらわしたものでございます。

続きまして、3ページから4ページをごらんください。

一般会計の歳入決算額を各款ごとに表示したものでございます。

収入済額の合計は76億8,037万8,391円、前年度に比べまして1億1,114万8,775円、1.4%の減となっております。第1款の町税は、収入済額27億4,743万2,049円で、前年度に比べまして5,980万6,930円、2.2%の増となっております。主な要因といたしましては、町民税のうち、個人町民税では譲渡所得の増加による増、法人町民税では建設機械、建設資材、製造業等の業種の業績の好調に伴います法人税割額の増などによるものでございます。また、町税の未収入額は、不納欠損額を含めまして1億3,093万546円で、前年度に比べ909万3,626円、6.5%の減となっております。収納率は95.5%で、対前年度比プラス0.5%になりました。

第11款の分担金及び負担金は、主に保育料で、1億1,664万4,031円、前年度に比べて381万3,589円、3.2%の減となっております。未収入額欄に記載されております879万5,350円は、保育料、放課後児童クラブの利用料の未収入額で、こちらは前年度に比べまして44万500円、5.3%の増となっております。

第13款 国庫支出金は7億2,107万8,735円で、前年度に比べて1億7,795万3,392円、19.8%の減となっております。主な要因といたしましては、前年度、笠松中学校屋内運動場建設事業により交付を受けておりました学校施設環境改善交付金等が減少したことによるものでございます。また、国庫支出金の未収入額5,688万8,000円は、繰越明許費として翌年度へ繰り越した地方創生推進事業の特定財源として収入が見込まれているものでございます。

次に、第14款 県支出金は4億7,032万2,673円で、前年度に比べまして3,008万1,047円、6.8%の増となっております。主な要因といたしましては、保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費等負担金、延長保育推進事業補助金のほか、衆議院議員総選挙委託金などの増によるものでございます。

続きまして、第16款 寄附金は2億625万1,825円で、前年度に比べ1億3,721万1,838円、198.7%の増となっております。寄附金の内訳は、名誉町民 松原登士弘氏から、歴史未来館建設事業費1億5,000万円を含め、篤志者からの寄附金、合計12件で1億6,932万824円。また、かさまつ応援寄附金として5,022件、3,693万1,001円で、皆様の御意思のもと、施設整備や備品購入のほか、基金への積み立て等を行わせていただいたところでございます。

第17款の繰入金金は4億9,501万3,437円で、前年度に比べまして2億985万3,415円、73.6%の増となっております。主な要因といたしましては、財政調整基金の繰り入れが1億1,400万3,000円、社会福祉基金からの繰り入れが6,000万円、さらにかさまつ応援基金繰り入れが3,448万7,000円、これらの増によるものでございます。

第18款 繰越金は3億3,914万9,238円で、前年度に比べまして3,114万2,664円、8.4%の減となっております。

最後に第20款 町債は8億9,470万円で、前年度に比べ3億2,760万円、26.8%の減となっております。主な要因といたしましては、平成26年度に庁舎耐震補強事業債を起債いたしまして、

4億3,620万円の増となりましたが、25年度に起債いたしました笠松中学校屋内運動場建設事業債7億5,700万円が減少したことによるものでございます。

次に、5ページから6ページをごらんください。

こちらは、一般会計の歳出決算額を各款ごとに表示したものでございます。

支出済額の合計は72億2,853万7,956円、前年度に比べ2億2,383万9,972円、3.0%の減となっております。

なお、歳出予算の執行率は93.5%でございました。

なお、翌年度繰越額欄に掲示をしてございます総務費の5,888万円は、地方創生推進事業費、教育費の1億9,877万7,000円は、歴史未来館建設事業費を繰り越したものでございます。

続きまして、7ページから8ページをごらんください。

こちらには、地方財政状況調査によります普通会計の年度別収支状況を過去5年間分表示しております。

26年度の状況といたしましては、平成26年度の歳入歳出差引額、形式収支Cの欄の数字でございますが、4億5,184万円となりました。形式収支C欄から翌年度へ繰り越すべき財源でありますD欄の5,076万9,000円を差し引いた額、実質収支はE欄の4億107万1,000円となりました。実質収支E欄から前年度実質収支を差し引いた額である単年度収支F欄は7,671万1,000円の黒字となっております。単年度収支F欄に、基金積立金G欄の6,599万1,000円を加え、基金取り崩し額でありますI欄の2億8,400万3,000円を差し引いた額、実質の単年度収支は1億4,130万1,000円の赤字となりました。

次に、9ページから10ページをごらんください。

こちらには、歳入歳出の項別の決算額の多い順に棒グラフ化したものを表示してございます。歳入では、上位から、町民税、固定資産税、地方交付税、町債と並んでおります。今年度は町民税が1位で、前年度1位の固定資産税は第2位となっております。また、笠松中学校屋内運動場建設事業の完了により、町債の減少に伴い、地方交付税と町債の順位が入れかわっております。そのほかでは、事業実施に伴います繰入金の増により、基金繰入金が前年度の8位から6位に、篤志者の寄附金が増額したことによりまして、寄附金が前年度の14位から10位に、また笠松中学校の屋内運動場建設事業完了により、改善交付金が減少したことによりまして、国庫補助金は前年度の6位から11位というような状況になっております。

次に歳出では、1位は、前年度と同様で社会福祉費でございます。総務管理費は、庁舎耐震補強工事等工事請負費の増によりまして、前年度の7位から2位に、社会教育費は、歴史未来館建設工事請負費の増によりまして、前年の12位から9位に順位が上がっております。一方で、中学校費は、笠松中学校屋内運動場建設事業の完了によりまして、前年の2位から15位と順位が下がっております。

続きまして、11ページをごらんください。

こちらの上段のほうには、住民1人当たりの歳入決算及び歳出決算の額を表示しております。下段には、1世帯当たりの歳入歳出の決算額を表示しておるところでございます。26年度におきましては、住民1人当たり、歳入合計が34万1,289円、歳出は32万1,211円、こういった状況になっております。

12ページでは、歳出の性質別に決算額の大きいものから棒グラフ化しております。

こちらでは、普通建設事業費は、先ほどから申しております笠中の屋内運動場建設事業の減によりまして、前年の1位から4位になっておりますが、そのほかの費目の順位につきましては、おおむね前年度の決算と同様の状況となっております。

続きまして、13ページから16ページには、年度別の歳入といたしまして、年度別の歳入を自主財源と依存財源に区分いたしまして、過去6年分を表示いたしております。

26年度の状況は、16ページに記載してございますのでごらんください。

こちらでは、自主財源比率が52.6%で、前年度の47.2%に比べまして、5.4%上昇いたしました。町税は、歳入構成の35.8%を占めておりまして、町民税は町税の46.9%を占め、12億8,933万9,000円で、前年度に比べ4,388万円、3.5%の増となっております。町民税のうち、個人の町民税は前年度に比べまして2,605万7,000円、2.5%の増、法人町民税は1,782万3,000円、9.7%の増となっております。

また、固定資産税は町税の46.6%を占めておりまして、12億8,014万7,000円で、前年度に比べ2,530万円、2.0%の増となりました。そのほかでは、先ほど来申しております寄附金が、篤志者からの寄附金、かさまつ応援寄附金の増により、また繰入金が事業実施に伴う繰入金の増により前年度に比べて増加をいたしております。

依存財源の主な項目といたしましては、地方交付税が11億8,297万5,000円で、歳入構成の15.4%を占めております。また、地方消費税交付金は2億5,396万9,000円で、こちらは消費税の増税に伴い、前年に比べまして4,486万円、21.5%の増となっております。そのほかでは、先ほど御説明申し上げました笠中の屋内運動場の建設事業に伴い、国庫支出金及び町債等が前年度に比べて減少をいたしております。

続きまして、17ページから18ページをごらんください。

こちらは、過去6年間の推移を棒グラフ化しております。

次に、19ページから20ページには、年度別の歳出を目的別に6年分掲載させていただいております。26年度につきましては、20ページの右下に掲載をいたしております。

こちらでは、総務費が大きく増加しておりますのは、庁舎耐震補強等工事の実施によるもので、教育費が大きく減少しておりますのは、笠中屋内運動場建設事業の完了によるものでございます。

続きまして21ページから22ページ、こちらのほうには年度別の歳出を性質別に6年分掲載させていただきます。26年度につきましては、22ページの右下に掲載させていただきます。

こちらの中では、普通建設事業費が大きく減少しております。これは笠中の屋内運動場建設事業完了によるものでございます。

続きまして、23ページをごらんいただきたいと思います。

こちらには目的別経費の推移のグラフを5年分、24ページには性質別経費の推移のグラフを5年間分掲載させていただきます。

それでは次に、25ページから26ページをごらんください。

こちらの上段には、給与費を表示させていただきます。共済費を含む給与費の合計額は8億5,140万6,128円で、前年度に比ばまして4,085万8,477円、4.6%の減となっております。参考までに、職員数のほうは平成26年4月1日現在で128名、年度末に9名が退職し、新年度に8名を採用いたしておりますので、平成27年4月1日現在の職員数は127名、前年度比1人の減となっております。おおむね採用対策等によりまして、職員の新陳代謝が図られるつとあると考えております。

下段には、町債の状況を表示しております。平成26年度末の現債額は62億5,950万4,547円、前年度に比べ5億35万870円、8.7%の増となりました。26年度中の起債額は、総務債が庁舎耐震大規模改修事業債ということで、4件で4億3,620万円、臨時財政対策債が2件で4億円、合計で6件、8億3,620万円でした。土木債は、排水路改良事業1,800万円、運動公園改修事業2,700万円、サイクリングロード整備事業債1,350万円の計3件で5,850万円でした。合計では9件、8億9,470万円となっております。

また、平成26年度中の償還完了は、総務債は減税補填債が1件、土木債は排水路整備事業債が1件、教育債は学校施設耐震補強事業1件の計3件でございます。借入件数は9件を借り入れし、3件完了ということで、差し引き6件増の83件となっております。

それでは続きまして、一般会計の歳出につきまして御説明させていただきますので、決算説明資料の47ページをごらんください。

第2款 総務費からでございますが、13億7,594万2,000円、前年度に比ばまして6億1,970万8,000円、81.9%の増となっております。

続きまして、49ページをごらんいただきたいと思います。

第3目 財産管理費でございますが、こちらの庁舎施設管理事業の中で、先ほど来御説明申し上げております庁舎耐震補強工事を実施しております。これが総務費の決算額の主な増加要因でございます。災害発生時に重要な活動拠点となる庁舎の耐震補強工事を実施いたしまして、有事の際の迅速な救護・救援活動体制を確立できるようにするとともに、特に老朽化が目立ち

ます電気、空調設備ですとか衛生設備などの改修工事も実施し、来庁されます皆さんにとっても安全かつ利便性が向上する環境の整備を実施させていただいたところでございます。

続きまして第5目 町民バス運行費では、公共施設巡回町民バス運行事業といたしまして、かさまつ応援寄附金を活用させていただきまして巡回町民バス2台の購入をさせていただきました。また、バスには篤志者から寄贈いただきましたAEDを配備させていただくことにより、利用者の皆さんにとっても安全で安心な快適なバスになるよう努めさせていただいたところでございます。

第6目の防災対策費では、大規模災害の発生に備えた備蓄体制についてということで、物資の定期更新に加えまして避難所運営に必要な簡易トイレや避難所マットなど、防災備品備蓄品の充足に努めさせていただいたところでございます。

第8目の諸費におきましては、定住促進事業ということで、26年度におきましては285件、1,774万8,000円の助成をさせていただいたところでございます。

続きまして第2項 企画費でございますが、こちらのほうもページを繰っていただきまして、51ページをごらんいただきたいと思っております。

こちらのかさまつ応援事業では、町内事業者との連携を強化いたしましたパートナー事業によるお礼の品の充実を図りまして、5,022件、3,693万1,001円の寄附をいただきました。寄附金は基金に積み立てさせていただきまして、年度末には基金額が4,060万2,539円となっております。

第5目の地方創生推進事業費は、事業名の欄の翌年度への繰越明許額5,888万円とございますが、こちらのほうは地方創生に関する事業といたしまして、プレミアム商品券の発行、総合戦略の策定、歴史未来館の魅力向上、子育て家庭防災対策強化、英語教育の拡充に関する事業費を27年度に繰り越しをし、実施するものでございます。

続きまして第3項の徴税費でございますが、こちらページを繰っていただきまして、53ページをごらんください。

こちらの右のほうには、税目ごとの収納率の状況を表にして掲載させていただいております。平成26年度の収納率は、現年課税分全体で98.7%、滞納繰越分では26.5%、収納率合計では95.5%で、前年度に比べまして0.5%上昇いたしております。

第3款 民生費は23億8,547万7,000円で、前年度に比べ1億6,364万9,000円、7.4%の増となっております。

第1項 社会福祉費、第1目の社会福祉総務費では、特に特別会計繰出負担事業が4億3,198万3,000円で、前年度に比べ1,762万円の増となっております。内訳といたしましては、介護保険特別会計への繰出金が1,490万円の増で、これは介護給付費の増加に伴います地方負担額の増ということになっております。

次に、55ページをごらんください。

こちらのほうでは臨時福祉給付金ということで、消費税の引き上げに伴いまして、低所得者への給付事業ということで、3,356人の方に4,355万円の給付をさせていただいております。

次に、第4目の障害福祉費では、恐れ入ります、57ページをごらんいただけますか。こちらのほうの障がい者自立支援給付事業では、訓練等給付費件数の増によりまして、前年度より3,720万円増の2億5,934万円となっております。

続きまして、59ページをごらんください。

第2項の児童福祉費では、第1目 児童措置費で、子育て応援特別手当事業ということで、こちらも消費税の増税に伴いまして、子育て世帯への給付金として、支給額1万円を2,869名の方に給付させていただいております。

第2目の保育所総務費では、こちらはまた61ページのほうをごらんいただきたいと思います。こちらのほうの延長保育支援事業では、より充実した専任職員の配置により事業を充実するというので、補助金のほうを増額させていただいております。また、施設改修事業では、松枝保育所、下羽栗保育所の屋内消火栓ポンプ等取りかえ工事に対しまして、事業費の2分の1を助成させていただいております。こういった保育所の施設の整備を支援することによりまして、より快適な保育環境の維持確保にも努めさせていただいております。

次に、63ページをごらんください。

第4目 子育て支援推進費でございますが、子ども・子育て支援事業計画策定事業ということで、こちらのほうでは27年からの新制度に対応すべく、計画の策定等、事務のほうを進めさせていただいたところでございます。

第4款 衛生費は7億2,610万7,000円で、前年度に比べまして1,601万7,000円、2.3%の増となっております。

第1目の保健衛生総務費では、65ページをごらんください。

母子保健健康診査事業では、従来の妊婦健診事業に加えまして、26年度から新たに妊婦歯科健康診査への助成を実施し、妊娠中の歯周病の悪化を防ぐとともに、母子への歯科保健意識の向上に努めさせていただいております。

次に、67ページをごらんください。

第4目 地域医療対策費では、25年度までは休日急病診療対策費といたしまして、休日急病診療対策事業を予算管理いたしておりましたが、公的病院等補助事業を含めることといたしまして、目の名称も地域医療対策費に変更をして執行させていただいたところでございます。

第5目の環境衛生費では、火葬場管理運営事業の中で周辺環境に配慮するとともに、施設機能の向上を図るため、防音壁の設置ですとか建具の改修工事等を実施させていただいたところでございます。

続きまして第2項の清掃費、第1目 塵芥処理費でございますが、こちらのほうは69ページをごらんいただきたいと思います。

平成26年度のごみ処理量は7,919トンで、前年度に比べまして38トン、0.5%の減となっております。また、可燃ごみの焼却処分事業では搬入量が7,046トンで、前年度に比べまして102トン、1.4%の減となっております。また、26年度には、不法投棄対策事業といたしまして移設式の不法投棄監視カメラ2台を購入いたしまして、地域への貸し出しを行い、不法投棄対策等の実施をさせていただいたところでございます。

次に、71ページをごらんください。

第2目のし尿処理費でございますが、こちらの処分事業におきましては5,487万5,000円で、前年度に比べまして930万1,000円の増、投入量は5,855トン、前年度に比べまして851トン、17.0%の増となりました。主な要因といたしましては、岐阜羽島衛生施設組合負担金で、こちらのほうの脱水汚泥設備改修工事による増額が要因となっております。

続きまして、第5款 農林水産業費は5,920万6,000円で、前年度に比べまして52万2,000円、0.9%の減となりました。

第1項 農業費の第3目 農業振興費の中の農業再生事業に記載してございますように、平成26年産生産確定数量は404トンで、前年度に比べまして6トン、1.5%の減となりました。平成26年の水稻生産目標面積につきましては、87.63ヘクタールに対しまして水稻作付確定面積が87.52ヘクタールで、生産調整は達成されているという状況になっております。

第6款の商工費は6,876万5,000円で、前年度に比べまして57万円、0.8%の減でございました。

第1項 商工費の中で、73ページをごらんください。

こちらの中で、特に産業振興支援事業におきましては27件、1,676万6,000円を助成させていただいております。前年度から6件の増加となりまして、前年度に比べ306万1,000円、22.3%の増といった状況になっております。

第7款の土木費は9億4,734万6,000円、前年度に比べまして956万5,000円、1.0%の減となりました。こちらの中では、第1項 土木管理費、第1目 土木総務費の中で26年度から地籍調査事業に着手をさせていただいております。

続きまして、75ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第4項 都市計画費、第2目の公園費の中では、サイクリングロード整備事業といたしまして、JR橋梁から国道22号までの整備延長に加え、蘇岸築堤記念碑公園の拠点化実施設計などを実施させていただいております。また、平成25年度からの都市公園化に向け、改修工事に着手いたしております運動公園改修事業については、園路の広場の整備、遊具の設置など、健康増進につながるスポーツやレクリエーションの利活用となるよう整備を進めさせていただ

いているところでございます。

第8款 消防費は3億6,322万2,000円で、前年度に比べまして2,354万5,000円、6.9%の増となりました。消防費の中では、消防ポンプ自動車の更新をさせていただきまして、地域消防力の向上に努めさせていただいたところでございます。

続きまして、77ページをごらんください。

第9款 教育費でございますが、7億860万2,000円で、前年度に比べまして10億7,229万8,000円、60.2%の減となりました。主たる減の要因は、先ほど来申し上げております笠中の屋内運動場の建設事業費減少に伴うものでございます。

続きまして、飛んでいただきまして83ページをごらんいただきたいと思っております。

第4目 歴史民俗資料館費ということで、翌年度への繰越明許額1億9,877万7,000円と表示をさせていただいております。こちらは歴史未来館でございますが、建設に係る経費を繰り越すものでございます。

それでは、次に85ページをごらんください。

第10款では公債費ということで4億5,554万8,000円、前年度に比べまして3,031万1,000円、7.1%の増となっております。借入先別の元金及び利子の償還額、年度末未償還元金は、表に記載させていただいたとおりでございます。増加の主な要因といたしましては、平成22年度借入れの臨時財政対策債、一般公共事業の元金償還が始まったことによるものでございます。

続きまして、特別会計の決算状況について御説明をいたしますので、恐れ入ります、戻っていただきまして27ページをごらんいただきたいと思っております。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額が29億7,633万885円、4.9%の増、歳出総額は27億6,886万7,651円、5.7%の増で、差引額は2億746万3,234円となりました。歳入総額の22.5%を占めます国民健康保険税は、収入済額で6億7,024万4,360円、1.8%の減となりました。参考までに、平成26年度の医療給付費分の税率は、所得割6.0%、資産割45%、均等割2万4,000円、平等割3万4,000円、限度額が51万円となっております。

収納率の合計は74.5%で、0.6%の減、現年課税分は91.3%で、前年度に比べ0.2%の増、滞納繰り越し分は17.4%で、前年度に比べ1.0%の減となっております。なお、未収入額は2億2,984万3,751円で、こちらは前年度に比べまして323万3,600円、1.4%の増となっております。

なお、11款 諸収入の未収入額に表示されております13万9,280円につきましては、国民健康保険の資格喪失後に受診された医療費について、該当者に返還請求をしたものが今現在未収入となっているものでございます。

次に、30ページをごらんください。

こちらでは、被保険者1人当たりの療養給付費及び療養費の合計額ということで、お1人当たり26万7,456円、7.2%の増でございました。

続きまして、31ページをごらんください。

こちらは、後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入総額2億2,683万1,015円、8.7%の増、歳出総額2億2,168万8,761円、7.9%の増で、差引額は514万2,254円でございます。歳入総額の69.5%を占めます後期高齢者医療保険料は、収入済額で1億5,771万2,350円、保険料率は、所得割が7.99%、均等割が4万1,840円、限度額は57万円となっております。収納率の合計は98%で、前年度に比べ0.5%の増でございます。現年度課税分は99.0%、前年度に比べ0.4%の増、滞納繰越分は51.3%で、前年度に比べ30.1%の増、未収入額につきましては329万1,100円で、前年度に比べまして45万3,550円、12.1%の減でございます。

次に、34ページをごらんください。

こちらのほうは笠松町の保険料ということで、平成26年度の平均被保険者数は2,686人、1人当たりの保険料は5万8,692円といった状況になっております。

次に、35ページをごらんください。

こちらのほうは介護保険特別会計でございますが、歳入総額17億932万4,485円、7.1%の増、歳出総額16億7,567万5,383円、7.6%の増、差引額は3,364万9,102円となりました。歳入総額の19.2%を占めます介護保険料は、収入済額で3億2,860万6,100円でした。介護保険料は、26年度、第4段階の基準年額が5万7,000円となっております。収納率の合計は97.1%で、前年度と同じでございます。現年度分が98.9%、滞納繰越分が13.7%、こちらは前年度に比べまして3.6%の増となっております。未収入額は965万600円で、前年度に比べ12万9,000円、1.4%の増でございます。

37ページ、38ページをごらんください。

こちらのほうは介護サービス費、受給者1人当たりの月平均が合計で16万4,917円、こちらは前年度に比べ3.4%の減といった状況になっております。

次に、39ページをごらんください。

こちらのほうは下水道事業の特別会計でございますが、歳入総額9億4,109万1,466円、7.5%の増、歳出総額は9億2,073万889円で、7.4%の増、差引額では2,036万577円となっております。歳入における使用料及び手数料は、収入済額で2億3,643万4,882円、前年度に比べ3.7%の増となっております。使用料の収納率は98.7%でございます。未収入額は318万5,611円で、こちらは前年度に比べまして10万3,416円、3.1%の減となっております。

こういった状況の中で、平成26年度末の下水道整備率は、全体計画区域面積683ヘクタールに対しまして70.8%、認可区域面積557.6ヘクタールに対しまして86.8%、水洗化率では、人口で80.3%となりました。また、町債の状況につきましては、掲載させていただいたとおりでございます。

それでは、続きまして42ページをごらんください。

こちらのほうには、財政関係指数の推移を5年間分表示させていただきました。財政力指数は0.691、これは数値が高いほどよいとされておりまして、平成25年度の県下平均では0.50となっております。笠松町は25年度0.693ということで、県下では上から12番目といった位置となっております。

実質公債費比率につきましては、先ほど報告をさせていただいたとおりで、6.0%という数字となっております。こちらのほうは、一般会計、特別会計、一部事務組合への繰出金も含めた公債費の標準財政規模に占める割合でございまして、平成25年度の県下平均が17.0、笠松町は6.2でございますので、こちらは低いほうから12番目という位置となっております。

特に、26年度におきましては、庁舎耐震補強大規模改修工事、運動公園改修事業、サイクリングロード整備事業などの普通建設事業の実施に伴いまして、基金からの繰り入れにより積立金の残高が減少、町債の起債によりまして地方債残高が増加という状況になっておりまして、これに付随いたしまして将来負担比率は増加しておるといった状況になっております。

次に、46ページをごらんください。

こちらの方の資料は、今回の決算資料から新たに追加された項目になります。

地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費ということで、こちらのほうは、消費税が引き上げられた分の地方消費税収につきましては社会保障施策に要する経費に充当するとの規定がされております。また、地方公共団体は、その用途を決算と説明資料で明示する旨、総務省からの通知がございましたので、これを受け、新たに追加させていただいたものでございます。

特に、平成26年度における地方消費税収には引き上げ前の地方消費税率によるものが含まれるとともに、引き上げ後の地方消費税率が適用された地方消費税が国を通じ都道府県に払い込まれるまでには一定期間を要することから、平成26年度においては地方消費税収の12分の2に相当する額を社会保障施策に要する経費に充てることとされております。これを受けまして、こちらのほうに表示させていただいておりますように、地方消費税交付金の2億5,396万9,000円のうち12分の2に相当する額4,232万8,000円を充てさせていただいたというもので、それぞれ充当事業は表示をさせていただいたとおりでございます。

続きまして、決算財産に関する調書について御説明をいたします。

恐れ入ります、今度は別冊、平成26年度の一般会計歳入歳出決算書のほうになりますが、こちらのほうの84ページ、85ページをごらんください。

まず、土地及び建物につきましては、移動のありましたものについて御説明を申し上げます。

まず、行政財産の中で庁舎がマイナス309.90、北事務所が309.40と表示させていただいております。これは、従来の北事務所は水道課の事務所として配置しておりましたが、現状に鑑みまして、庁舎という区分ではなく、北事務所と区分変更させていただくことによりまして、そ

れぞれ増減が生じたものでございます。

次に、公共用ということで公民館・体育館で3,486平米、総合会館でプラス3,486平米という移動がございます。こちらのほうも総合会館を公民館・体育館という区分ではなく、ホールというような区分変更に基づきまして表示をさせていただくことによる増減でございます。区分変更による増減でございますので、本質的に変更はございません。

また、普通財産の79平米につきましては、2件の要因がございまして、1つは門間地内に33平米の雑種地がございます。こちらのほうは土地改良区の整地碑が建造されている土地でございますが、従来、財産台帳に計上がされておりませんでしたので、今般、普通財産として計上させていただいたものでございます。もう1件は、無道寺の46平米の土地でございますが、こちらのほうは平成12年に、当時堤防道路となる予定で道路敷として把握をいたしておりましたが、その後、現状は計画も消滅しておりますため、普通財産として計上させていただいたというものでございます。

今度は、建物のほうでございますが、先ほどの土地の行政財産と同様、庁舎から北事務所への区分変更によりまして264.56平米、公民館・体育館から総合会館への区分変更によりまして2,124平米が移動しております。また、公園の29.76平米の減につきましては、既存の運動公園のトイレの解体による減でございます。

恐れ入ります。後先になります。先ほどの行政財産の中で、庁舎が309.90、北事務所が今度309.40ということで、0.5平米の差異が生じております。これについては、庁舎の登記簿と面積とを合わせることにによりまして、0.5平米の減が生じているものでございます。

続きまして86ページ、87ページをごらんください。

こちらのほうの有価証券は増減がございませんでした。

出資による権利の出捐金の決算年度別増減高では、2万円は岐阜県信用保証協会への増額分でございます。

物品の欄に移りまして、自動車では、貨物自動車におきまして1台購入、1台廃車をいたしておりますが、増減ではなしという表示になっております。バスも、巡回町民バスを2台購入し、2台処分をいたしておりますので、数字上は増減なしということになっております。葬儀車は1台減、こちらのほうは霊柩車事業の廃止に伴いまして、霊柩車を廃車させていただいたものでございます。消防ポンプ車は1台購入、1台廃車ということで、増減がございませんでした。トラクターの1台増につきましては、馬車の牽引用にトラクターを1台取得させていただいたものでございます。パーソナルコンピューターにつきましては増減はございませんでした。

次に、88ページから89ページをごらんください。

こちらのほうは基金の状況でございますが、26年度末の合計額は22件で19億3,381万2,958円

で、25年度に比べまして2億3,573万5,550円の減といった状況になっております。

次に、90ページ、91ページをごらんください。

こちらのほうは高額療養費の資金貸付基金と、あと土地開発基金の運用状況を記載させていただいております。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○議長（船橋義明君） 午後1時まで休憩します。

休憩 午後0時09分

再開 午後1時00分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。

那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） 第74号議案 平成26年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分についてでございます。

平成26年度笠松町水道事業会計決算書をごらんください。

説明いたします。

この決算書類に係る消費税の取り扱いについては、19ページの会計経理重要事項の消費税計数表のとおりとなっております。また、新地方公営企業会計制度の経過措置などの注記については、30、31ページにて確認願います。

では、1ページから4ページの決算報告書の収益的収支について。

水道事業収益は決算額2億8,197万9,644円で、対前年度15.1%の増となっております。水道事業費用は決算額2億3,820万1,120円で、対前年度11.4%の増となりました。詳細につきましては、5ページの損益計算書で説明させていただきます。

続いて、3ページから4ページの資本的収支について。

資本的収入は決算額1億7,199万1,320円で、対前年度57.8%増となりました。これは、第4水源地機械電気設備等の更新工事において、企業債を1億5,900万円借り入れたことにより増額となったものです。

資本的支出は決算額2億6,639万1,329円で、対前年度2.8%の減となりました。主な建設改良工事の内訳は14ページの事業報告書内の工事概況に、償還等の詳細は28ページから29ページの企業債明細書のとおりです。

ここで、資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,440万9円につきましては、損益勘定留保資金の過年度分1,917万9,207円、当年度分5,721万515円、当年度分消費税資本的収支調整額1,801万287円で補填しました。

続いて5ページからの財務諸表で、1年間の経営成績を明らかにするため、その期間中に得

た全ての収益と、これに対応する全ての費用を記載し、経営活動によってどれだけの効果があったかを示す損益計算書について、節別の明細は附属書類の22ページ以降にありますので、御参照してください。

1. 営業収益は1億9,473万9,640円で、対前年度1.6%の減となり、給水収益においては対前年度1.5%の減で、引き続き生活環境の変化による減少となったと思われま

ここで、業務量の概要が15ページに記載してありますのでごらんください。

年度末の給水戸数は8,491戸と前年度に対して91戸の増、また年間配水量は前年度に対して2.6%の減で、271万9,910立方メートルとなりました。なお、有収率については87.7%で、対前年度比0.8%増となり、今後も漏水調査を実施するなど有収率の向上を図りたいと考えています。また、給水に要する単位費用である給水原価は77.53円となり、昨年度の85.87円から減少となりましたが、これは新会計制度の実施でみなし償却が廃止されたことに関連し、給水原価の算出方法が国より示されたことによるもので、結果、単位収益である供給単価80.84円を3円30銭下回りました。

5ページに戻りまして、2. 営業費用は2億1,901万1,442円で、対前年度7.5%の増となり、これは会計制度の改正に伴う減価償却費の増加及び漏水調査や、隔年実施しております管理室の修繕の実施によるものが大きな要因です。

3. 営業外収益は5,913万5,115円で、対前年度88.1%の増となり、給水装置の新設等の申込者は減になったのですが、会計制度の改正により長期前受金戻入が発生しました。これは、減価償却を行うべき固定資産の取得等に充てた工事負担金等については、減価償却に見合う分を戻入していくもので、その収入として約3,957万円計上したことによる増です。

4. 営業外費用は558万6,157円で、対前年度24.3%の増となり、これは、企業債支払利息が52万円増加したことなどにより増額となったものです。営業利益と営業外収益及び営業外費用を加減した経常利益は2,927万7,156円で、対前年度38.5%の増となりました。

5. 特別利益は441万3,879円で、これは会計制度の改正により、平成26年度退職者の退職金のうち、水道事業会計から支出すべき差額分が退職手当組合から請求されなかったため、その分を特別利益として計上いたしました。

6. 特別損失については、812万7,250円、対前年度289.4%増を計上、これも会計制度の改正によるもので、退職給付金引当金、賞与引当金、貸倒引当金の金額が計上されております。

当年度の純利益は、対前年度34.2%増の2,556万3,785円となりました。したがって、前年度繰越利益剰余金の1,250万7,758円に、当年度の純利益と、会計制度の改正に伴い過去にみなし償却をしていなかった分を長期前受金収益化戻入計画として計上するとともに、利益剰余金に計上したその他未処分利益剰余金変動額5億462万1,737円を加え、当年度の未処分利益剰余金は5億4,269万3,280円となりました。今年度につきましては、会計制度の改正により、単

純に前年度と比較のできない状況であります。

続いて、7ページから8ページの剰余金計算書については、11ページの貸借対照表に記載されている剰余金の当該年度中の増減や変動の内容を示したものですが、ここも会計制度の改正により借入資本金制度の廃止などがあり、みなし償却の廃止に伴う措置による資本剰余金の変動により資本剰余金はゼロ円となりました。

利益剰余金は、減債積立金の年度末残高は、前年度末残高から前年度処分額200万円を加算し6,669万円、建設改良積立金の年度末残高は、前年度末残高から前年度処分額1,700万円を加算し2億656万5,896円で、当年度の未処分利益剰余金は、繰越利益剰余金の年度末残高1,250万7,758円に、会計制度改正に伴う移行分として5億462万1,737円と純利益2,556万3,785円を加え、5億4,269万3,280円となりました。

次に、9ページの財政的基礎を確立し、健全な経営を行うために、毎事業年度に生じた利益の一部等を議会の議決を得て処分する剰余金処分計算書（案）についてですが、当年度の未処分利益剰余金5億4,269万3,280円を減債積立金に200万円と、建設改良積立金に2,300万円の計2,500万円を積立金として処分し、新会計基準移行処理により発生した未処分利益剰余金の5億462万1,737円は、資金の裏づけのあるものでないこと、またこれまでの補助金等によって取得した資産が将来の事業運営にとって極めて重要なものであることから、自己資本金として維持拘束すべきと判断し、資本金に組み入れることとし、翌年度への繰越利益剰余金については、前年度とほぼ同額の1,307万1,543円にしたいと考えます。

続いて、10ページから11ページの貸借対照表で、資産の部において、固定資産では、機械及び装置において第4水源地機械電気計装等更新工事がありました。固定資産の詳細については、26ページから27ページの固定資産明細書のとおりで、有形固定資産の現在高の合計は、対前年度3.6%減の25億3,654万2,772円となりました。

流動資産では、対前年度10.1%増の4億1,767万9,692円となり、その内訳は、現金預金で、対前年度9.9%増の3億8,733万5,758円、未収金は工事負担金等で、対前年度12.5%増の3,017万2,984円で、主なものは下水道工事に伴う水道管支障移転工事負担金で1,068万120円、消費税還付金837万1,553円、水道料金の未収金で767万1,572円、7月末までの納付額は614万4,606円となっており、水道料金の平成26年度現年度分の未収は708万6,305円で、3月末の収納率は96.6%、対前年度で0.2%減です。悪質な滞納者につきましては、給水停止を実施、使用者の負担の公平が図られるように努めています。資産の合計は、対前年度比1.9%減の29億5,422万2,464円となりました。

負債の部については、会計制度の改正により固定負債が新たに加わり、今まで借入資本金に計上されていた企業債4億6,394万5,276円と退職給付引当金296万6,942円が計上されることとなりました。流動負債の合計は、対前年度21.9%増の9,035万4,036円となっています。これは、

会計制度改正により、企業債の翌年度償還元金や引当金などが計上されることになったことによる増が主な要因であります。未払い金の内訳は、給水管修繕工事等の営業未払金で1,171万9,551円、下水道工事に伴う排水管及び排水補助管布設がえ工事等のその他の未払金で6,427万7,510円となっています。繰越収益も会計制度の改正により新たに計上されることになった負債であり、長期前受金が10億7,490万9,841円となりました。負債の合計は、対前年度15億5,800万円増となる16億3,217万6,095円となりました。

資本の部においては、資本金では、自己資本金においては積立金取り崩しがなく、前年度と同額ですが、借入資本金が負債となったことにより3億3,047万円の減少となり、資本金合計で対前年度比39.5%減となる5億609万7,193円となりました。

剰余金につきましては、7ページから8ページの剰余金計算書のとおりです。

資本合計は13億2,204万6,369円、負債と資本の合計につきましては、資産合計と同額の29億5,422万2,464円という平成27年3月31日現在における貸借対照状態となりました。

以上、水道事業会計の決算に関する説明をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（船橋義明君） 平成26年度各会計の歳入歳出決算、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見、平成26年度笠松町水道事業会計決算に対する監査の結果報告を求めます。

小林監査委員。

○監査委員（小林正明君） 議長の御指名により、審査意見を報告いたします。

別紙、審査意見についてを御参照ください。

それでは、地方自治法第233条第2項の規定により、平成26年度の笠松町一般会計歳入歳出決算及び国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道事業の各特別会計の歳入歳出決算、そして同法第241条第5項の規定により、基金の運用状況を示す書類を平成27年8月17日、18日及び20日の3日間にわたり、笠松町役場監査委員室において審査いたしましたので御報告申し上げます。

審査に付されました各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも法令で定める書類の記載様式に準じて適正に処理されており、決算内容も正当かつ正確に表示されておりました。また、予算についても適正に執行されておりました。

本年度の一般会計の決算額は、歳入76億8,037万8,391円、歳出72億2,853万7,956円であり、前年度と比較すると、歳入で1.4%の減少、歳出で3.0%の減少となっております。これに各特別会計を加えた決算総額は、歳入135億3,395万6,242円、歳出128億1,550万640円であり、前年度と比較しますと、歳入で1.7%の増加、歳出で1.0%の増加となっております。

また、一般会計の実質収支から、前年度繰越金と基金取り崩し額を減額し、基金積立金等を加算した実質単年度収支については1億4,130万1,000円の赤字となり、平成25年度の2,517万

円から赤字が増加しておりました。

一方、財政構造の弾力性をあらかず經常収支比率は87.4%で、前年度からほぼ横ばいの状況と言えます。持続可能で安定した財政基盤の確立に向けて、さらなる改善を望むものであります。本町の財政状況は、今後も厳しい状況が予想されることから、歳入にあつては、町税、料金などの収納率の向上や受益者負担の適正化を実施し、自主財産の確保に最大限努める必要があります。一方、歳出にあつては、経費全般について節約、合理化を図られるとともに、住民ニーズを十分に踏まえ、緊急性や事業の効果の観点から事業を選択し、事業の重点化を図り、将来にわたって自立的・安定的な行財政運営に努められるよう望むものであります。

なお、一般会計及び特別会計の個別的審査意見は、お手元に配付されているとおりでございます。

また、各種基金につきましては、それぞれの設置目的に沿って適正に運用処理されておりました。しかし、長年利用されていない基金が見受けられるため、基金の有効活用と整理について検討されるよう望むものであります。

また、公有財産についても適正に管理されておりました。

最後に、財政健全化法の施行に伴い、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに公営企業会計の資金不足比率の財政指標についても8月17日に審査いたしました。

その結果、実質赤字比率等の4つの健全化判断比率及び資金不足比率は、その算定基礎となる事項を記載した書類についても適正かつ正確に作成されていることが認められ、健全化判断比率については、財政再建団体の前段階であると判断される早期健全化基準を下回っており、健全な財政運営が図られているものと判断いたします。

また、公営企業等の資金不足比率については、各公営企業等においては資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されておられません。

以上、審査結果の御報告とさせていただきます。

引き続きまして水道事業会計ですが、報告させていただきます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成27年8月20日、笠松町役場監査委員室において、平成26年度笠松町水道事業会計決算を審査しましたので御報告申し上げます。

事業収益については、給水戸数が前年度対比1.1%の増加でしたが、料金収入である給水収益は、前年度対比1.5%の減少となっております。収入総額は、前年度対比12.6%増の2億5,828万8,634円となっております。

一方、事業費は総係費が減少したものの、原水及び浄水費、配水及び給水費、減価償却費、その他特別損失が増加したことにより、支出総額は前年度対比10.6%増の2億3,272万4,849円となり、純利益は2,556万3,785円の黒字決算となっております。これは、経営の効率化、財政

の健全化が図られてきた成果として評価できるものであります。

また、資本的収支においては、昨年度に引き続き実施している第4水源地機械電気設備等の更新工事に伴う企業債の借り入れが増加しているが、これは計画的で効果的な更新事業として評価できるものであります。

今後の水道事業については、平成29年度までの水道事業経営計画による事業計画をもとに、水道事業の果たす役割を踏まえ、引き続き安全で質の高い水を将来にわたり安定供給できるよう利用者のサービス向上に努められ、さらに今後とも引き続き経営の効率化、合理化を図られるなど、企業経営の健全化に最善を尽くされるとともに、未収金については滞納状況の把握に努め、収納率の向上により一層の努力を期待するものであります。

詳細につきましては、お手元の決算書をごらんください。

なお、最後に、審査に付された決算書類はいずれも法令で定める様式に準じて水道事業の状況及び経営成績が正確に表示されており、正当と認められましたので、ここに御報告させていただきます。

以上、御報告を終わります。

○議長（船橋義明君） 請願。

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 請願第3号 安全保障関連2法案（国際平和支援法案・平和安全法制整備法案）の廃案を求める意見書採択についての請願について説明をさせていただきたいと思えます。

まず説明する前に、問題になっている憲法についてお読みしてみたいと思います。

まず、憲法第9条ですが、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認。

第9条、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇、又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

そして、問題になっております98条と99条についても読んでみたいと思います。

まず98条、憲法の最高法規、条約及び国際法規の遵守。

この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部、または一部はその効力を有しない。

2. 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

憲法第99条です。憲法尊重擁護の義務。

天皇、又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

この憲法にのっとお話ししていきたいと思います。

まず、本日の赤旗日刊紙によりますと、日本共産党の仁比聡平議員が9月2日の参議院安保法制特別委員会で、自衛隊の河野克俊統合幕僚長が昨年12月に訪米して、米軍の最高幹部らと会談した記録の内部文書に、ことしの夏までに集団的自衛権行使が可能になる法律ができる。辺野古新基地は日米共同使用する。アフリカ北東部ジブチの自衛隊の海賊対策基地は、その他の目的に活用するなどの発言の暴露がされました。このことは、安倍政権のもとで軍部が暴走している実態です。

4月27日、日米政府が決めた日米軍事協力の指針、ガイドラインで約束し、4月29日、アメリカ議会で安倍首相が夏までに実現するとして約束の具現化とする法案だと私は考えます。このように国会での論議のないままにアメリカに誓約することは、日本の独立と主権をないがしろにしたものだと考えます。

6月4日には、衆議院憲法審査会で、自民、公明、次世代の党から推薦された憲法学者3人がこれらの法案は憲法違反だと述べられています。

以上の点からも、明らかに日本を戦争する国にする法案であり、私を除く議員さん方にそろって紹介議員になっていただけるようお願いをいたしました。議長は指示のもとでなっただけませんでした。どうか、この請願への姿勢は歴史に残るものと考えますので、日本の未来と自分の生き方を胸に問い、姿勢を決めていただきたいことを一言申し述べ、請願内容を読ませていただきたいと思います。

安全保障関連2法案（国際平和支援法案・平和安全法制整備法案）の廃案を求める意見書採択についての請願。

請願の趣旨。

参議院で安全保障関連2法案（国際平和支援法案・平和安全法制整備法案）の審議が行われています。

この法案は、歴代の自民党政権が憲法上できないとしてきた集団的自衛権の行使、「戦闘地域」での武器や燃料などを補給する兵たん活動、戦争状態の地域での治安活動など、どれも憲法9条を踏みにじるものです。だからこそ、多くの憲法学者や元内閣法制局長官、法律家らが繰り返し「憲法違反」とはっきり述べ、多くの国民が法案成立に反対しています。しかも、10本の法律を1本の法律にくくって審議するという過去に例のない乱暴さです。

7月中旬、安倍内閣と自民・公明の与党が衆議院で法案を強行採決した後、大手メディアのどの世論調査でも内閣支持率が急落しています。それは、「戦争は絶対だめ」と悲壮な戦争の体験者はもとより、これまで政治にかかわったことのない若者や子育て中の女性まで「勝手に

決めるな」「独裁反対、民主主義守れ」「誰の子供も、殺させない」と声を上げ、どこでも反対の意思表示を強めているからです。国民の声を無視する民主主義破壊への怒りのあわれでもあります。

憲法第98条は最高法規である憲法に反する法律は効力を持たないとし、第99条で大臣、国会議員などの憲法尊重擁護義務を課しています。憲法違反の戦争法案は廃案以外にありません。

良識の府である参議院で徹底的に審議した上で廃案にすべきです。衆議院のような強行採決はもとより、「60日ルール」での衆議院議決など、絶対に許されません。

ことしは戦後70年です。今こそ、憲法9条でアジアと世界に不戦を誓った平和国家としての歩みをさらに進めるときではないでしょうか。

以上のことから、貴議会として関係する国の機関に対し、戦争につながる安保関連2法案の廃案を求める意見書を提出されるよう請願します。

以上の内容ですが、どうぞ御検討をよろしくお願いいたします。

○議長（船橋義明君） お諮りいたします。これからの議事の進め方といたしまして、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

お諮りいたします。この際、第64号議案 笠松町運動公園整備（その5）工事請負契約の締結について、第3号請願 安全保障関連2法案（国際平和支援法案・平和安全法制整備法案）の廃案を求める意見書採択についての請願を先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第64号議案及び第3号請願は先議することに決しました。第64号議案 笠松町運動公園整備（その5）工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第64号議案は、原案のとおり可決されました。

第3号請願 安全保障関連2法案（国際平和支援法案・平和安全法制整備法案）の廃案を求める意見書採択についての請願についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

これより討論に入ります。

〔挙手する者あり〕

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 安全保障関連2法案（国際平和支援法案・平和安全法制整備法案）の廃案を求める意見書採択についての請願に対し、反対の立場から意見を一言述べさせていただきますと思います。

この法案に関する国会の審議等の様子を見る限り、個人的には政府側の国会運営や答弁の内容は丁寧さを欠き、いささか牽強付会な印象を受ける点は否めません。こうしたところが国民の理解が進まず、各種世論調査でこの法案に対し反対が賛成を上回るという状況に至っていると思います。

しかしながら、現在の国際情勢を踏まえたとき、日本のこれからの平和と発展には何よりも極東アジア地域の安定が欠かせない要素となってくるでしょう。そのためにも、日本にとっては軍事面だけではなく、経済的にも切っても切れないアメリカとの関係を強化することは、世界秩序の維持へとつながり、ひいては日本周辺での突発的軍事衝突の抑止力になり得るものと考えます。

残念ながら、今日の世界においては、反戦、平和を声高に叫ぶだけでは、戦争や紛争を事前に防ぐことも、とめることも、なくすこともできないのは周知の事実であります。とりわけ我が国にとっては、尖閣諸島周辺や北朝鮮情勢など、今ある危機に現実的に対応することこそが日本とその周辺の安定と均衡に結びつくことと認識しております。そして、その大きな役割を果たすと期待されているのが安全保障関連2法案であり、戦争に結びつく戦争法案であるとの主張は曲解であると考え次第であります。

その上で、私は安易に廃案という選択肢を求めるのではなく、法案に反対の立場の全ての野党から、現在の国際情勢に即した対案を出していただき、国民全体で熟議をすることが、日本が21世紀の世界平和のために貢献できるあるべき姿と考え、この請願に反対いたす次第であります。以上でございます。

○議長（船橋義明君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 自民党を初め提案者の方たちは、現在の北東アジア、いわゆる中国、北朝鮮などについての危機を取り除くこととしてアメリカに従属し、そして自衛隊を軍として戦力を持ち、海外に戦争に出かける、そのアメリカ自体大変危険な状況で、これまでのベトナム、アフガンなど戦争を仕掛けているのがアメリカです。私は、武力による抑止やおどし、そのこと自体が平和につながるものではないと考えています。

その意味でも、この日本国憲法をまさに尊重し、そのもとで外交を進め、そして中国とは仲よくすることは大事ですけれども、70年たった今日まで従っているというのではなく、対等、平等に物の言える、そうした国際関係をつくり上げていくことこそが、今、日本国憲法に基づいて求められていることだと考えますし、今の法案が通ってしまったら、本当に日本国民が70年前、もう二度と戦争は嫌だ、そして今日まで被爆者を初め平和を願われている人たちにとっても応える法案ではないと思います。

ここに、木下恵介監督が寄せられた言葉がありました。せめて、せめて、せめて我々が平和憲法を守らねば、守り抜かなければ、愚かな戦争で死んだ人たちの魂は安らかに眠れません。それが誓いであり、手向けですとおっしゃっています。どうかこの法案が通らないことを祈りながら賛成討論といたします。

○議長（船橋義明君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、第3号請願は不採択とすることに決しました。

お諮りいたします。明9月5日から9月14日までの10日間は議案精読のため休会とし、9月15日午前10時から本会議を再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明9月5日から9月14日までの10日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（船橋義明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午後1時46分